

サッチャー主義と近代国家の変貌

——英国—EC 関係を手がかりに——

友 岡 敏 明

はじめに

エドワード・ヒース首相によって実現した英国の EC 加盟（1973 年 1 月 1 日、ただし、加盟を有効とする国内法＝「1972 年ヨーロッパ共同体法」の成立は 1972 年 10 月 17 日）は、英国にとってまさに歴史的偉業の名に値した¹⁾。それは、ヨーロッパを舞台に民族国家が存亡を競った時代に英国が得意とした大陸政策との永遠の訣別を意味したからである。ハロルド・マクミラン首相によって EEC 加盟交渉担当の無任所大臣に指名（1960 年 7 月 27 日）されて以来、その職務のために奔走すること 12 年であった。

しかし、「グレート・ブリテンと英連邦、強力な米国、そしてきっとソ連もまた、と私は信頼するが、これらの国々が新生ヨーロッパの友人でありスポンサーでなければならない」と、戦後間もない時期にヨーロッパのあり方についてウィンストン・チャーチルがチューリッヒ演説（1946 年 9 月 19 日）で訴えた時に、すでにヨーロッパは英国の操作の対象であることを止めていた。時は、ヨーロッパを分断する「バルト海のシュテッテンからアドリア海のトリエステにいたる大陸に下ろされた鉄のカーテン」を指摘した有名なフルトン演説（1946 年 3 月 5 日）の半年後、また、共通経済問題に対する多面的関係の樹立を条件とした大規模なヨーロッパ復興援助のためのマーシャル・プランの発表（1947 年 6 月 5 日）に先立つ 9 ヶ月前のことで、ちょうど悲劇の舞台となったヨーロッパをどうするか思案する時期にあたっていた。ナショナリスティックな相克の発生源となったヨーロッパ、そしてそれに引きずられた英国や世界が二度と奈落の底に落ちない道は、とチャーチルはなおも深い思いやりをヨーロッパに示した。

「〔それは、〕ヨーロッパ・ファミリー（The European Family）を再創造することである。……われわれは一種のヨーロッパ合衆国（a kind of United States of Europe）を建設しなければならない。……ヨーロッパ・ファミリーの再創造の第一歩は、フランスとドイツの間のパートナーシップでなければならない。このようにしてのみフランスがヨーロッパの道徳的リーダーシップを回復することができる。精神的に偉大なフランスと精神的に偉大なドイツがなければヨーロッパの再生はありえない。ヨーロッパ合衆国の構造がしっかり

と真の意味で打建てられた暁には、個々の国家の物質的力はこれまでほどには重要でなくなる。小国は大国と同じ重要性を持ち、共同の大義に向かっての貢献によって名誉を手中にするのである²⁾。

そのようなヨーロッパ・ファミリーに加盟交渉（公式加盟申請は1961年8月18日）に奔走中のヒースは、BBCからの情報の提供によって、この演説の録音された肉声を聞いたのであるが³⁾、奇しくもマクミランの加盟申請がド・ゴールの「ノン」（1963年1月14日）によって実らなかった年のことであった。古いナショナリズムと頑迷な国家主権といった悲惨な戦争の元凶との訣別の呼びかけは、ヒースにしては聞きなれた往年の声に乗ったものであっただけ、彼に「爽快な気分」（feelings of exhilaration）を与えたことは、当然以外のものではなかった⁴⁾。しかし、ヒースは、同時に、英国および英連邦は「ヨーロッパ合衆国」の協力者にすぎず、「ヨーロッパ・ファミリー」の圏外にある別個の存在とされたことの限界をも知っていたのである。だからこそ、ヒースは「布教的情熱」（missionary zeal）をもって畢生の仕事として加盟交渉に奔走し、その奉られたあだ名は「ミスター・ヨーロッパ」であった⁵⁾。同時に、そうしたチャーチルの限界は、偉大なチャーチルにして英国を圏外に置く「20年間にわたるフランスと英国の誤った政策」⁶⁾に荷担したことになる。これを逆に言うならば、英国の遅れ馳せながらのEC加盟は、その「誤った政策を修復した」⁷⁾ものであったとの位置づけを得るのである⁸⁾。

加盟交渉は、時間をかけて出来上がった原加盟6カ国の共通の立場に踏みこんだ分、英国は「要求の多い国」（demandeur）、「共同体に共感しない国」（non-communautaire）、の汚名を甘受せざるをえなかった⁹⁾。そして、加盟後の汚名は、「気の乗らない仲間」（reluctant partner）であった¹⁰⁾。問題は、この「気の乗らない仲間」が単なる一方的な利得の要求に由来するのではなく、根本問題としての客観的条件の産物でもあったことである。英国特有の政体（constitution＝国柄）としての主権的機関＝議会の存在、ルール・オブ・ロー、プラグマティズム、そして政治的主権者たる英国国民に巣くう極めて消極的な世論である¹¹⁾。特に、マーガレット・サッチャーの登場が政権党内で対ヨーロッパ熱を冷まし、ヨーロッパ関心の優先順位を下げたと指摘される¹²⁾。しかし、英国の主権を守る伝統に訴える根拠をサッチャーに提供したのが他でもないヒースの英国議会への言質であったのである。

「われわれは、発展しつつある共同体の枠組みの中でナショナル・ステートのアイデンティティを維持すべきことにはっきりと同意したのである。これはつまり次のことを意味するに他ならない。すなわち、〔超大型政府の執行的官僚組織たる〕ヨーロッパ委員会のこれまでの、そして今後における貢献は貴重ではあるが、〔各国政府を代表する立場に立つ者が構成する〕閣僚理事会が重要事項の決定を行う討議の場であり続けるべきだというこ

とである……。このことは……共同体への加盟がナショナル・アイデンティティーの喪失とか本質的な国民主権の侵食を伴うものではないことを明瞭に保証するものである」¹³⁾。

これが、サッチャーが継承した英国の伝統であった。「サッチャーはヒースが持つヨーロッパの理想に対する共感をまったく持たなかった」¹⁴⁾ とは、単純化された反サッチャリズムである。確かに、サッチャーが節操を曲げることなくこの伝統に忠実であったことが政治的争点化されて、やがてサッチャーの失脚を招くことになるのであるが、問題は、サッチャーが持たなかったとされる「共感」の中身である。それはサッチャーが継承した英国の伝統と深い関係を持つものである。対ヨーロッパ関係で示した彼女の政治的認識とその影響力を具体的に追うことによって、サッチャーが共感的でなかったことの内容を明らかにし、もってヒースやマイケル・ヘゼルタインのような「EC 共感派」(pro-EC)¹⁵⁾ の場合以上に、EC/EU が移行しつつある「人工的巨国家」(artificial mega-state)¹⁶⁾ と苦闘する英国の姿を浮き彫りにすることができる。それは、ポスト近代国家の時代にあっても未だに歴史的役割りを果たし終えないで残る近代的主権国家の姿である。以下、EC から EU への進行過程という具体的な文脈の中にサッチャーの評言を埋めこむことによって、作業を進めることにする¹⁷⁾。

第1章 「単一ヨーロッパ市場」の夢

保守党の1979年選挙用マニフェスト(公約集)は、「次の保守党政府はECの成功に取り組む気構えを加盟国仲間に本物だと確信させることによって英国の影響力を回復するであろう」と謳っていた¹⁸⁾。しかし、首相就任(1979年5月4日)早々にサッチャーに課せられた任務は、EC予算の分担問題を解決することであった。そして、これをめぐって採った彼女の対EC姿勢が対決のそれであったことによって¹⁹⁾、サッチャーに帰せられる芳しくない評価は、

「あの女性はヨーロッパの理想に対する共感の念を持たないオールド・ファッションのナショナリストである。彼女は必要とされる広い政治的ヴィジョンではなく会計の点からだけで計算する。……パリから見ていると、英国政府は共同体の制度を発展させる必要性があるとの信念をほとんど表明することがないようである」

であった²⁰⁾。それは、執拗に問題を提起しEC首脳とEC委員会を辟易させたいいわゆる「英国問題」(British Problem)であった。しかし、フォンテンヌブローEC首脳会議(1984年6月25/26日)にいたって、英国は主張を認められて、この「問題」は落ち着いた²¹⁾。この解決を祝して、同会議参加の首脳たちは異口同音に「共同市場の歴史的瞬間」とか議長国「フランス大統領にとって大きな成功」と称え合った²²⁾。しかし、フォンテンヌブロー会議が称えられるべきは、分担問題という消極面での問題解決だけではな

く、ECの将来を構築する積極面へのEC挙げての取組みの端緒、英国のそれへの積極参加という変化であった。

その“変身”ぶりは、首脳会議用にサッチャーが用意した「ヨーロッパーその未来」と題するディスカッション・ペーパーに現れている²³⁾。そこに盛られた提言の骨子は、未来の幸福の基礎となる経済的・社会的・政治的な成長を促進するための政策遂行に向けた本体的な部分と、この政策遂行に際しての手續に関する現実的な提言の部分とからなっていた。本体的部分の骨子は次のようであった。

〈共同体の強化に向けて〉

- ① 産品と役務の「真正の共同市場」(the genuine common market in goods and services)の創設
- ② 通商にとっての域内通商障害の除去による「全面的に統合された共同市場」(fully integrated common market)のダイナミックな効果の普及
- ③ 規格の統一(harmonize standards)と迅速で効率的な通関(more rapid and better coordinated customs procedures)
- ④ 通関および出入国手續の簡素化(simplify and speed up customs and other formalities)とこれによる市民の域内移動の自由の確保
- ⑤ 従来の共同体農業政策(CAP)への一定の評価と無駄な出費のカット
- ⑥ 10年かけて効率的で活力ある産業部門のための基礎作り
- ⑦ 科学的分析と証明と産業の費用および効率へのしかるべき尊敬とを基礎とした環境問題の解決
- ⑧ 加盟国の言語の学習と文化交流の促進
- ⑨ さまざまなセクターにおける優先性と政策を洗い直して政治的方向付け(political direction)を行うこと

〈世界におけるヨーロッパ〉

- ⑩ 以上の共通通商政策を超えた共通外交政策のための政治的協力の必要性
- ⑪ ヨーロッパの安全保障にとっての米国の中心的役割
- ⑫ ヨーロッパの貿易慣行の自由化とガットの強化

〈機構改革〉

- ⑬ 17名構成のEC委員会規模を縮小し、歴代委員長が協力することの必要性
- ⑭ EC理事会の表決については、全会一致と多数決を原条約の遵守。極めて重要な国益がかかっている案件では、理由の十分な開陳を条件に合意に至るまでの徹底的な討論。
- ⑮ EC理事会は年2回(3回の開催の場合は、1回は非公式)
- ⑯ EC議会に加盟国民の関心と希望を反映する工夫
- ⑰ 議会への十分な情報提供

以上の項目が、サッチャリズムの属性である市場の自由化、規制緩和、競争導入をまだ明示的に含んでいない点、また未だ浮上しない主権問題への言及がない点で、後出の「ブルージュ演説」とは異なることには注目しておいてよい。しかし、英国の得意とする EC 規模での経済的活性化を中心とし、「全面的に統合された共同市場」も経済的レベルの EC を前提としていた点は、「ブルージュ演説」の枠内である。

EC はすでに、ミッテランから「再出発」(re-launch) の号令を受けて、コールもこれに魅了されていた²⁴⁾。ブリュッセル EC 首脳会議は(1984 年 3 月 19/20 日)、そのような方向と軌を一にして、「新政策」(new policies)に合意し、その中には「真正の経済的統合」(genuine economic union)を視野においた新しい経済活性化や共同体の進化を発揮するための「域内市場の強化」(strengthening of the internal market)が含まれていた。さらに、これを実現するフレームワーク・プログラムとして「共同体内通商のための手続きの決定的な簡素化」(a decisive simplification of formalities in trade within the Community),「競争条件の標準化」(harmonize conditions of competition),特に保険・運輸等の「サービス業種の漸進的な自由化」(progressively liberalize trade in services)などが打出されていた²⁵⁾。英国の提言は、このような「再出発」の潮流に乗って²⁶⁾、英国の積極的参与・推進のメッセージとなった意味において、EC 各国政府からの受けも良かったのは、当然であった²⁷⁾。

「再出発」は、「域内市場を完成する」と題する EC 委員会の報告書——サッチャーが任命した EC 委員会委員アーサー・コックフィールド卿の手になる——「ホワイト・ペーパー」に先ず現れた(1985 年 6 月)²⁸⁾。報告書は、理念に関わる沿革を扱う「序」、身体的障害の除去を扱った「第 1 部」、技術的障害の除去を扱った「第 2 部」、財政的障害を扱った「第 3 部」、および個別分野ごとの 1992 年までの行程表を付した「補遺」からなっていた。この報告書のユニークさは、域内市場の完成の必要性が夙に認められながらも手つかずのままになっていた最終目標時期(target date)と障害除去の詳細な行程表(detailed programme)を盛りこんだ点にあった²⁹⁾。目標に向かって計画表の達成が絶えずモニターされていく³⁰⁾ EC 運営のリゴリズムの始まりがここにあった。サッチャーは、ホワイト・ペーパーの作者となったコックフィールドにつき、「偉大な才能をもった生まれつきのテクノクラート」だが「政体の主権(constitutional sovereignty)、国民感情、自由への刺激といった、より大きな政治的問題を無視する傾向があった」と評価して、彼を次期(1989 年)委員として起用しなかった³¹⁾。すでに、リゴリズムの始まりとともに、EC 委員会にサッチャーとの軋轢の幼芽があったのである。ただ、こうした目標を定めて邁進する冷徹な新しい運営方針も、過去数年次にわたる EC 首脳会議における確認に基づく提言を受けていたし³²⁾、さらに、

「原条約は、そもそもの出発から、産品の移動に対する規制のない統合された単一域内市

場の創設，人，役務および資本の自由移動に対する障害の排除，共同市場内の競争が歪められないようにするためのシステムの確立，共同市場の適正な作動のために必要な法制の接近，共同市場の利益となる間接税制の接近，を構想していたことは明らかである」³³⁾。

と，そのレジティマシーを確認することを忘れなかった。続けて，

「ヨーロッパは十字路の立っている。われわれは決議・決定を推し進めるか，さもなくば凡庸なヨーロッパに墮すかのいずれかである。われわれはヨーロッパの経済統合を完成する決意をするか，または必要とされる膨大な仕事に立ち向かう政治的意志を欠くために，ヨーロッパが単に1つの自由貿易地域に進化することを認めてしまうかのいずれかである。……ちょうど関税同盟が経済統合に先行せざるを得なかったように，経済統合はヨーロッパ連合に先行するのである。したがって，この白書が提案するのは，原条約が明確に描いた道に沿って共同体が前進するよう時を移さず歩を進めることである」³⁴⁾。

ホワイト・ペーパーの提出を受けたミラノ EC 首脳会議（1985年6月28/29日）は，これを裏書きし，同時に，機構改革（特に，首脳会議の全会一致方式から多数決方式をできるだけ多く取り入れようとする意思決定方式）に関する，アイルランド代表 Dooge を責任者とするアド・ホック委員会の答申³⁵⁾ に基づく討議と，条約改正の審議のための政府代表者会議（Intergovernmental Conference）（以下，IGC）を開催することを決定した（定期的首脳会議で十分として英国，デンマーク，ギリシアは反対）³⁶⁾。ルクセンブルグ第1回（9月9日）および第2回（10月21日）の IGC を経て，ルクセンブルグ EC 首脳会議（1985年12月2/3日）においては，単なる関税同盟の域を脱した，いわゆるヒト・モノ・カネの自由移動を実現する自由経済圏の確立とそれに合目的な意思決定方式を盛りこんだ「単一ヨーロッパ議定書」（Single European Act）（以下，「議定書」）の骨子が同意された。さらにブリュッセル IGC（1985年12月16/17日）における最終文面の確定，ルクセンブルグにおける調印式（1986年2月17日，27日）を経て，同「議定書」が発効した（1987年7月1日）³⁷⁾。

さて，「共同体は1992年12月31日をもって満了する期間内に漸進的に域内市場を確立することを目的とした政策を採用することとした」と高らかに謳った³⁸⁾「議定書」は，EC「再出発」の成果であるとすれば，サッチャーのビジョンの結実でもあった。サッチャーは，「議定書」の骨子を討議・決定したルクセンブルグ EC 首脳会議後の深夜の記者会見において，本会議において「達成されたことに私は満足である」と述べ，また振り返っても，「単一ヨーロッパ議定書と称されるようになるものの最初の果実は英国にとってよいものであった。ついに，共同体は，わが国産業にとってあらゆる好機となる巨大市場としての役割りに徹する本来のその軌道に戻った，と私は感じた」と確認の言葉を残している³⁹⁾。英国（したがってサッチャー）と EC が一体となって EEC 設立の原条約に謳う「より緊密な統合」（a closer union）へ進展しようとした，そして

「気の乗らない加盟者」のイメージを払拭しようとした、いわばハネムーンの時期であったのである。それは、後のロンドン EC 首脳会議（1986 年 12 月 5/6 日）が、サッチャー議長の下で、「EC 首脳会議は過去 1 年の域内市場の進展が着実に加速していることを歓迎し、単一ヨーロッパ議定書が発効すればこの進捗がさらに増すことを期待する」と展望したことにも現れていた⁴⁰⁾。また、サッチャーは、後年（1993 年）になっても、「私は単一ヨーロッパ市場を欲するから、単一ヨーロッパ議定書に調印したことは正しかったと未だに信じている」と回顧し⁴¹⁾。「われわれが経済的利益をともなった単一市場を達成するために払わなければならなかった犠牲」として「共同体における多数決の増加」を見たが⁴²⁾、これとても、拒否権の発動によって自由主義に基づく市場統合が妨害を受けるくらいなら、多数決制が拒否権に取って代わることの方がよしとしたからであった⁴³⁾。

むしろ、「議定書」についてのサッチャーの唯一とも思える気がかりは、EC 委員会の権限・役割の強化であった。特に、「理事会は、委員会の提案に基づいて、特別多数によって、関連するすべての部門におけるバランスのとれた進展を確保するために必要なガイドラインや条件を決定しなければならない」といった追加条項に示されるような⁴⁴⁾ EC 委員会のイニシアチブの拡大は、「説明責任を持たない新種の政治家」（a new breed of unaccountable politicians）⁴⁵⁾ の出現をもたらす土壌となりえたからであった。はたして「単一ヨーロッパ議定書は私の意図や当時下された公式の作業についての理解とは反対に、EC 委員会や欧州裁判所が中央集権化の方向ににじり寄るための展望を与えた」⁴⁶⁾ とサッチャー自身が述べたように、このハネムーンが霧消し、彼女の足元をすくうようになる事態が単一市場に向けた幕進中に生まれてきたのであった。

第 2 章 対決の温床

サッチャーの述懐のうち、EC 委員会との関連で生じた“期待に反した”動向を 3 点指摘することができる⁴⁷⁾。しかも、それらはすべて、EU 条約に流れこむ要素であった。

【I】社会的考慮

第 1 は、経済活性化を狙った単一市場の追求に併行して、EC 規模での均一な労働者の地位・権利の確立へ向けた併行運動である。「ドロール委員会」の設置に少し先立って、EC 委員会は、「経済的考慮と社会的考慮の均衡をとり、単一統合市場がもたらし得る社会的影響に関して労働組合が表明する正当な懸念に対して回答が与えられることを可能とする仕方で、域内市場を完成することを目的とした」社会政策の指針を打出した（1988 年 2 月 24 日）⁴⁸⁾。この「社会的考慮」（social considerations）が競争を可

能ならしめる経済・通貨統合と並んで、歴代の首脳会議や IGC を通じて、EU 条約の構成要素たる「社会政策に関する付属議定書」および「英国を除く EC 加盟諸国間で締結された協定書」となった社会政策文書に仕上げられていくものである。これは、労働組合が牛耳る英国社会を解放し、規制緩和と競争原理を旗印にしてきた社会の再生を図ったサッチャリズムを逆なでする政策であったため、サッチャーはこれを嫌い、メージャーもマーストリヒトにおける交渉で受入免除を承認させた。

【II】経済・通貨統合

第2は、発効後1年を待たないで、ハノーヴァーEC首脳会議(1988年6月27/28日)によって、単一市場確定とその永続化のためのより集中的、効果的な政策調整を探る「ドロール委員会」(正式名称=「経済と通貨の統合に関する研究委員会」(Committee for the Study of Economics and Monetary Union))が設置され、ここから生まれた「経済と通貨の統合」(Economic and Monetary Union) (以下、EMU)の政策である。この政策の根拠は、「議定書」の「第1章：経済と通貨の政策における協力(経済と通貨の統合)」で、「議定書」が確認する諸目的を実現するという文脈で、EMUは経済統合の度を増す結果としての企業活動のダイナミズムに有利な競争環境を後押し、域内市場の効果を強化することであった⁴⁹⁾。

「ドロール委員会」の報告書、「ECにおける経済と通貨の統合に関する研究委員会報告書」(Report of the Committee for the Study of Economic and Monetary Union in the EC)——いわゆる「ドロール報告」(1989年4月)——は、3部構成を採り、第1部で経済・通貨の統合の経緯と現状を扱い、第2部でEMUの特徴と意味について述べ、第3部ではEMU設立にいたる具体的な段取りを提唱した⁵⁰⁾。特に、第3部は報告書の心臓部分で、先のホワイト・ペーパーのエートスを引き継いだ目標設定主義に基づき政策をリードする実践的原理部分であるだけに、サッチャーの反発が強く出る部分であった。これを整理すれば下表のようになる。

第1段階	EMU創設の始動期で、答申時期と1990年7月との間に始める。資本移動の自由化および加盟国間のより緊密な通貨協力とマクロ経済協力の確立を内容とする。
第2段階	各国通貨政策を監視・調整するためのヨーロッパ中央銀行体系(European System of Central Banks=ESCB)を樹立する。これは新条約の締結以降だが、国家レベルから共同体レベルへの全面的権限移譲に先立つ練習グラウンドとされる。
第3段階	交換レート比率を不可逆的に固定し、経済・通貨政策に関する全権限をESCBをはじめとするヨーロッパ機関に移行させる。

「ドロール報告」は、以後、のEU条約の調印(1992年2月7日)に向けて一気呵成の疾駆⁵¹⁾を開始し、その進度に沿ってEC委員会とサッチャーの軋轢は露骨の度を加

えていくことになる。

【III】政治的統合

第3は、ミッテラン、コールの提案とベルギー政府提出の文書に関する討議から、「政治的統合へのコミットメント」(commitments to political union)の確認であった(1990年4月28日)⁵²⁾。この独・仏枢軸のイニシアチブは、単一市場の進展という状況への対処というレゾン・デートルを持ち、市場が統合され単一化されれば「単一共同体」が進むという新しい状況に見合った域内の各制度のあり方と域外に対する政策調整のメカニズムを検討することは、時代の推移からして整合的であった。そうした検討課題への取組みはいったん外相会議に委ねられたが⁵³⁾、ダブリン EC 首脳会議(1990年6月25/26日)における「広範な意見交換」の後、1990年12月14日のローマにおける IGC で EMU をも含めた総合的条約改正の準備をすることが決定された⁵⁴⁾。しかし、後に見るように、ローマ臨時 EC 首脳会議(1990年10月27/28日)の際に、議長国イタリアのアンドレオッティ首相は、IGC の討議結果を待つことなく、政治的統合を議題とした。しかも、その意見集約の内容が、EC 委員会が公開した政治的統合部分の条約改正に関する「委員会見解」(Commission Opinion)に沿ったものであっただけ、サッチャーの反発が強かったのは、やがて見る通りである。この「委員会見解」は、EC が一体的な政治圏となったときの運営原理を明確にし、かつアンドレオッティの誤った采配によったにしろ EU 条約までの筋道を作った重要なドキュメントであった。

「委員会見解」は、単一共同体の運営原理を「効率と民主主義」の調和とし、この観点での解決すべき問題につき、次のように提言した⁵⁵⁾。

- ① 「プールされた主権」(pooled sovereignty) の共同行使
- ② 「連邦制タイプの組織」(federal-typed organization)
- ③ 「ヨーロッパ市民」(European citizenship) 概念
- ④ 「人民主権」(popular sovereignty) とその第一の代表者としてのヨーロッパ議会(立法機関化、EC 委員会委員の任命、EC 行政の監視等)
- ⑤ 「補助性」(subsidiarity) の範囲の問題
- ⑥ 迅速な決定のためのより広い多数決制の活用——「政体的問題」(constitutional question) や課税、社会保障、域外人の身分等に関わる問題は除外——
- ⑦ EC 委員会は「諮問」(advisory) 機関か「執行」(management) 機関か
- ⑧ 武力攻撃に対する双務的軍事同盟と共通安全保障政策策定のワク組

【IV】もう1つのヨーロッパ

こうした、「単一市場」の追求の中で生えてた、サッチャーにとってはいわば鬼子と

なる発展、の中心にいた人物は、「議定書」作成にかかる1985年からEU条約の成立を見守った1994年までの長期にわたってEC委員長を務めたジャック・ドロールであった。EC舞台に初登場時のドロールからその後の活躍時期まで見通したサッチャーの回顧にいわく、

「当時、私が知っていたことといえば、ドロール氏が非常に知的で、エネルギーであること、そしてフランスの大蔵大臣としてミッテラン政権の当初の社会主義左派的な政策を旋回させ、フランス財政を健全な土台に置いた手腕が評価されていたということだけであった。フランスの社会主義者は、まったく手ごわい種族である。彼らは高い教育を受け、自信に溢れ、統制経済的な伝統に育まれた政治文化のおかげで心の底から計画経済主義者 (dirigiste) であった。ドロール氏とは、このような人物であった」⁵⁶⁾。

実際、ドロールの存在は、サッチャーにとって、「議定書」成立後2年間におけるEC運営の「底深いところでの変化」(profound shift)と一体となっていた。「以前から中央に集中した権力を欲しがっていたEC委員会は、今や、強靱で有能なヨーロッパ連邦主義者に率いられるにいたった」とは、サッチャーの辛らつな今1つの回想であった⁵⁷⁾。勿論、サッチャーは、共同体全体の動向の底に「自らのアジェンダをもつ仏・独ブロック」の存在があると見抜いていたが⁵⁸⁾、首脳会議の原案提出機能を持つ委員会に批判の矛先が向くのは当然であった。その流れの中で正体を現したドロール構想を視界に捉え、これに「もう1つのヨーロッパ」像をぶつけることによって構想レベルでの反撃を試みたのが、サッチャーの「ブルージュ演説」(1988年9月20日)⁵⁹⁾であった。

「ドロール委員会」が設置されて間もなく、ドロールは、2つの刺激的な演説を行った。1つは、1988年のEC議会の7月セッションにおける講演である。それは、「10年以内に経済規制、社会規制、ひょっとして税制の70%あるいはそれ以上がブリュッセルに発することになる」といった趣旨のものであった。いま1つは英国に乗り込んで同年9月8日に南英の町ブライトンで開催中の労働総同盟(TUC)大会で行った、「域内市場の完成は労働者の生活レベルや労働条件の増進を伴うようなEC規模の社会的立法が必要がある」といった趣旨のものであった⁶⁰⁾。これらは、説明責任を持たない官僚が牛耳る、社会主義のバイアスのかかった施策で彩られていた人工国家 (identikit state)、超大型国家(super-state)、加盟各国を州に落としてしまう連邦主義(federalism)と、サッチャーに映ったのである⁶¹⁾。それは、まさに「現代版カロリング帝国」(a modern equivalent of the Carolingian Empire)の再創造であった⁶²⁾。そこで、この流れに棹を差すための「もう1つのヨーロッパ」像に訴えたのが「ブルージュ演説」であり、そこにおける「もう1つのヨーロッパ」像を支えたのは、次の原理であった。すなわち、

- ① 主権的独立国間の意欲的で積極的な協力 (willing and active co-operation between independent sovereign states)⁶³⁾

- ② 実際の政策（非現実的な余剰産品への補助金を地域政策や職業訓練に回す等）
- ③ 規制緩和による企業奨励（国家管理より法の枠内での自由活動，ヨーロッパ中央銀行のような規制機関を考えるよりも，先ず「議定書」の定めるヒト，モノ，カネ，サービスの移動の自由の実施）
- ④ ヨーロッパ保護主義の終焉（世界に開かれたヨーロッパ）
- ⑤ 米国と共同の安全保障

これら原理は，ヨーロッパ規模での規制緩和，公正な自由競争による経済発展のための主権国家間協力といった「ヨーロッパ版サッチャリズム」（European Thatcherism）⁶⁴⁾とも呼ばれるものであった。

「ブルージュ演説」は，さまざまに反響を呼んだ。保守党副党首ジェフリー・ハウは，ドロールに対するサッチャーの過剰反応に眉をひそめた⁶⁵⁾。「いにしへの帝国主義的スローガンへの逆戻り」（hark back to the old imperialist slogans）⁶⁶⁾としたのは，労働党のPro-EC陣営であった。ECの心臓部ブリュッセルからは「とんでもなく無謀で仮借なく消極的」（outrageous and unrelentingly negative）⁶⁷⁾との批判が出た。要するに，サッチャーに言わせれば，「気絶させるような荒れ狂う反応」（reaction of stunned outrage）を引き起こしたのである⁶⁸⁾。他方，演説は，「ヨーロッパ懐疑派」（Euro-sceptics）陣営にとって，今もって反ユーロ，反ヨーロッパ中央銀行運動において一定の世論形成力を持つブルージュ・グループ（Bruges Group）のバイブルとなるといった成果もあった。

ともあれ，上記5原理のうち最も核心的な主権国家の概念は，「委員会意見」における「プールされた主権」や「連邦制」と真っ向から衝突するものであった。また，EMUや中央集権を引きずりながらの民主主義の欠損（deficit of democracy）とも正面衝突すること，必定であった。この対立は，すでに2年後のローマ臨時首脳会議におけるサッチャーの対応を予想させるものであった。ローマ臨時首脳会議における「ノー」は，「IGCの議論を先取りできない」（prefer not to pre-empt the debate in the IGC）との表現で，アンドレオッティの手續違反を理由に，形式的には決定に応じない“留保”であったが，そのうちのあるものは実質的には「反対」の意思表示に等しかった。サッチャーが留保した項目とは⁶⁹⁾，

- ① 共同体のヨーロッパ連合への変容の確認
- ② 連合の民主主義的レジティマシーを支え立法機能と監視機能を有する議会の強化
- ③ 加盟各国国民に加えたヨーロッパ市民の定義
- ④ 国際社会における共同体のアイデンティティーを確保するための共通の外交・安全保障政策の目的に関するコンセンサスの記録
- ⑤ 安全保障に関しては現在の限界を超えることにコンセンサスがあったことに

ついでに留意

であった。特に、②は来るべき EU を 1 つの巨大国家「スーパー・ステート」とすることの系としてある属性に他ならなかったため、サッチャーの「ノー」は否定すべくもない。こうした“留保”に、サッチャーが明確な反対を表明した「首脳会議の討論の中心となった」EMU⁷⁰⁾に関する提案が加わった⁷¹⁾。かくて、「ドロール報告」や「委員会意見」からローマ臨時首脳会議にいたる EC の未来へ向けた大河が流れていたとすれば、サッチャー側において「ブルージュ演説」からローマ臨時首脳会議までの彼女の思想の流れが存在したのである。ローマ臨時首脳会議は「オフィシャルなヨーロッパ」と「もう 1 つのヨーロッパ」の大きな決戦場であった。もしサッチャーが党首選に勝利していたならば、EU は日の目を見なかったか、かなりの遅延を免れなかったであろう。

【V】退陣

ローマより帰国早々にサッチャーを見舞ったのは、先ずは、今や Pro-EC に変じた野党労働党がてぐすね引く英国議会（重要な国際会議後に報告会を開く慣例）における討論であった。野党党首ニール・キノックは、

「首相は 1985 年に単一ヨーロッパ議定書を党議拘束と審議打ち切りによって庶民院を通過させたこと、1989 年 6 月にマドリッドで他国の首脳と経済的・通貨的統合の漸次的な実現を達成することに正式に同意したこと、そして本年度のダブリン首脳会議において経済・通貨・政治の分野でのヨーロッパ連合の過程を速めることに同意したことを思い出さないだろうか。」⁷²⁾

と責めた。この“矛盾”を衝く手法は、労働党に限らずサッチャーを追及する者たちの常套手段であった。ヒースしかり、ヘゼルタインしかり、ハウしかり、またジョン・メージャーしかりであった⁷³⁾。これに対して、サッチャーは、「議定書」と EMU の断絶を理由としてローマ首脳会議における反対を正当化した。

「EMU に関するドロール報告が出たとき、メージャー外務大臣（当時）から即座に出てきた言葉は、これは本当のところ通貨政策というよりは、連邦制ヨーロッパへの裏口(a back door to a federal Europe)ということであった。民主的に選ばれた機関から多くの民主的な権限を奪い、それを非選機関に与えてしまう。私は、誠にその通りだと信じる。これが EMU の定義などとの関係を持たない理由である」⁷⁴⁾。

この民主的根拠を持たない非選機関の突出に対する戦いのみならずヨーロッパ議会の立法機関化に対する反対もまた、EC の連邦制に反対し、個別国家のアイデンティティーを守るためであった。議会答弁における有名なくだりは、次のようになっている。

「その通り、EC 委員会は権力を欲しがらる。そう、EC 委員会は非選機関(non-elected body)であって、私は EC 委員会が英国議會を犠牲にして権力を増すことに反対する。当然、私たちの意見は違う。先日の記者会見で、EC 委員会委員長ドロール氏は、ヨーロッパ議會を共同体の民主的機関〔立法と行政監視の機関〕にしたい、委員会を行政機関に、そして閣僚理事会を上院にしたいと語った。ノー、ノー、ノー」⁷⁵⁾。

党内からも、野党にまさる破壊的な反応が起きた。国内政治において蔵相としてサッチャリズムの推進役を担い、そして外相としてサッチャーを補佐したハウが、ヨーロッパ版サッチャリズムと袂を分かって辞任し(1990 年 11 月 1 日)、のみならず党首に反旗を翻したのである。そこには、国家主権にこだわるサッチャーの立場を容認するか否かがかかっていた。彼は、庶民院において発せられた、かつてなく「破壊的な演説」(devastating speech) (1990 年 11 月 13 日)⁷⁶⁾——サッチャー支持者から見れば「怨恨と不満を党首に面と向かってぶつけた」(vent his bitterness and his frustration upon his leader personally) 不忠な辞任演説⁷⁷⁾——において、次のように述べた。

「われわれは、“独立の主権的国家間の協力”という硬直化した道と“中央集権化した連邦的巨大国家(super-state)”という、これまた荒削りに表現された第 2 の道との間の、過度に単純化された選択肢、誤ったアンチテーゼ、ありもしないインチキなディレンマを、あたかもそれら 2 者の中間の道がないかのように、提示することを 2 度と行ってはならない。主権を“移譲する”といった用語で四六時中語ったり、2 週間前に首相〔サッチャー〕が行ったように〔主権を〕“十分移譲した”と、いつともなしに執拗に放言することは、深刻な誤りである」⁷⁸⁾。

サッチャーは、これを評して、辞任理由たる政策の違いの説明に失敗したとした⁷⁹⁾。しかし、彼女が不屈の戦いを挑んだ「ヨーロッパの連邦制への流れ」(Europe's drift to federalism)に対抗する原理的な議論をハウが許容できなかったこと⁸⁰⁾、その限りでハウがサッチャーの政策を否定したことは、歴然としている。この原理的な点において、ハウは、「EMU への参加で取り残されれば、厳しい危険がある。……ヨーロッパの発展に組するか、しないのか、勝手な線をもしわれわれが引くならば、わが国の財政制度や産業力のみならず、若い世代の希望にとっても悲劇であろう」として⁸¹⁾、もはやサッチャーは国益にとって有害であるとさえ位置づけることへ踏み切ったのである。「首相への忠誠と国民の真の利益と私が考えるものへの忠誠との間」の「悲劇的な板ばさみ」を「政府の内側から解消するのが不可能」な中、「誰かこれに立ち向かう者が出てくる時がきた」(The time has come for others to consider their own response to the tragic conflict of loyalties)⁸²⁾、と“倒閣”の呼びかけまで行ったのである。

この呼びかけに間髪を入れず応じたのは、「4 回目の選挙勝利に明るい展望を持つことができる」と自負した⁸³⁾ヘゼルティンであった(1990 年 11 月 14 日)。「サッチャー首

相はヨーロッパに対して厳しい見方 (strong view) をするが、そのような見方は内閣の閣僚の見解を反映していないと信じる。……もししかるべき対話を行って、他のすべての人間がコミットし続けているヨーロッパ政策について閣僚と合意していれば、何の問題もなかっただろう」⁸⁴⁾、と。対ヨーロッパという重要政策において閣内の統一を図りえず、私見を優先させて国策を誤ったとされたサッチャーは、「もし飛び出しておいて「兄弟たちよ、私は合意を信じます」と言ったならば、偉大な哲学も宗教もなかったであろう。合意とは意見の一致に達しないときの表現形式であって、人が違えばことがらも違うことを意味している。……私が揺らぐか、その場しのぎの簡易な道を採用すれば、現在享受しているような成功も国際的な名声もわれわれにはないであろう」、と反撃した。こうしたリーダーシップのあり方の確信に立って、ヨーロッパを「基本的に違った文化を縛り上げるためのシステム」ではなく「交渉のフォーラム」に食い止めようとしてきた、というのがサッチャーの自己認識であった⁸⁵⁾ のである。

しかし、「女帝落つ」⁸⁶⁾ (An Empress Falls) の時期は迫ってきた。改良型人头税 (コミュニティ・チャージ) 問題と並んでサッチャーの対 EC 政策は、近づく総選挙でのサッチャー率いる保守党は不利との世論調査の結果を生んでいた。その雰囲気の中で動揺する議員心理は大きな要素であった⁸⁷⁾。1990 年 11 月 20 日行われた投票で、サッチャーはヘゼルタインに 52 票差をつけたものの (204 対 152, 無効票 16), ルールにより第 2 回投票が必要となった⁸⁸⁾。サッチャーが、党首継続に必要な威信と吸引力を勘案し、第 2 回投票への不出馬つまり首相辞任を決断したのは、その翌日であった (11 月 21 日)。

第3章 抵抗の継承

サッチャーは、次期庶民院総選挙 (1992 年 4 月 10 日) に立候補せず、庶民院を去った。ウォルター・バジヨットというところの「効率的部分」たる内閣が主導する庶民院から「威厳的部分」を下支えする貴族院に籍を移したのは、サッチャーが首相の座を降りて 1 年半後のことであった。その間、サッチャーの後見下で首相の座についたメージャーは、EMU を欲する EC 多数派の首脳たちとの妥協に動いた。しかも、サッチャーの理解が追いつかないくらい、その転換のスピードは速かった⁸⁹⁾。そうした状況で、サッチャーは「英国の未来の方向や主権国家としての英国の地位」が関わる問題では、従前に劣らず発言もした。フーヴァー財団の招きで行った演説 (1991 年 3 月 8 日) は、その彼女の関心の継続をごく顕著に示したものであった。

「ヨーロッパ諸国はこれ [アメリカ合衆国] と同じではないし、そういうことはあり得ない。ヨーロッパ諸国は、哲学の産物ではなく、歴史の産物である。国家を理念の上に建

てることはできるが、理念の土台にもう一度作り直すことはできない。……超大型国家ヨーロッパを創造しようとする試みもこれに照らして考えてみるべきである。そのような大望をもつキッカケには高貴なものあれば、ひねくれたものもあれば、ただ天真爛漫なものもある。しかし、ユートピアを追いかけるだけでは、安定した政体はできない。政治制度は、じっと我慢して時間をかけなければならない。政治制度は、進化しなければならないし、その下で生活する人間の愛情、忠誠、尊敬が不可欠である。われわれが待ち望む……ヨーロッパは、そうでないヨーロッパと比べて、幻想的でなく、はるかに实际的である。われわれのヨーロッパ、それは、それぞれ国民のアイデンティティーを誇りに思い、自由な企業活動がもたらす繁栄、開放的通商、民主主義、自由への力を理解し、自由が守られ拡張される世界の方に目が向いている」⁹⁰⁾。

メージャーは、個別事項としては、社会憲章と EMU の第 3 段階(単一通貨とヨーロッパ中央銀行)への参加を留保することによって、またヨーロッパが自己の防衛において NATO のプライマシーを確認することによって⁹¹⁾、サッチャー政権の方針を継承した。そして、困難な交渉の末、遂に「マーストリヒトで要求したものをすべて勝ち取った」と報じられさえした⁹²⁾。彼は、サッチャーから「素晴らしく」(brilliantly)働いたと評される地点にたどり着いたのである(1991 年 12 月 10 日——マーストリヒト EC 首脳会議最終日——、ただし、調印は翌年の 2 月 7 日)⁹³⁾。しかし、サッチャーは、メージャーの労をねぎらいはしたけれども、EU 条約自体に賛成したわけではなかった。

「この条約によって締約国は自らのうちに今後“連合”(the Union)と呼ばれるヨーロッパ連合を打建てたのである。この条約は、ヨーロッパの諸国民(the peoples of Europe)の間によりいっそう緊密な統合(ever closer union)を創出する過程で新しい段階を記した。そこにおいて、諸決定は「連合」国民(the citizen)に可能な限り緊密に行われるであろう。……しかも、条約の B 条においてこの“連合”の目的を単一通貨をはじめとする経済・通貨統合を確立することであると明瞭に規定している。……コール首相が次のようにコメントしたのもうなずける。すなわち、“マーストリヒトにおいてヨーロッパ連合の礎が置かれた。EU 条約は数年後に……ヨーロッパ合衆国の創造にいたるであろう。条約は、ヨーロッパ統合の過程における決定的な新段階を画したのである”，と」⁹⁴⁾。

ここに、ドローール委員会の下で進行してきた各国の主権を吸い上げる巨大国家への着実な歩みの前では、個別事項の得点稼ぎは吹き飛んでしまった、とサッチャーには映ったのである。「私をよく知る人たちは私なら究極のところマーストリヒトと行を共にしえなかったことを知っているであろう。私ならばそのような条約に調印することができなかったであろう」⁹⁵⁾と、サッチャーが語ったのは、この進行に根拠をおいていたのである。そして、これが EU 条約批准議会で露出したサッチャリズムとメージャリズムの対立のメルクマールであり、保守党内の大亀裂の源泉であった。政権を降り、権力のルツボである庶民院を去りながら、なおサッチャーのこの立場は、強固な反対

グループ、ヒースのいわゆる「アンチ・マーストリヒト・マフィア」⁹⁶⁾、「ヨーロッパ懐疑派のウィールス」としてメジャーを悩ました「嫌な奴ら」(The 'Bastards')⁹⁷⁾のうちに政治的根を残していたのである。

特に、この“マフィア”は、批准審議の第1の大きな節目、「ヨーロッパ共同体法(修正案)」(European Communities (Amendment) Bill)——正確には、「1992年2月7日にマーストリヒトにおいて調印されたヨーロッパ連合条約を有効ならしめるための法案」という——の「第2読会」(1992年5月22日)において批准反対票を投じ、その数22名であったところから、結束の固い決死的な「ダイハード22人衆」(the 22 diehards)と呼ばれた⁹⁸⁾。法案は、370対92の大差(244票)で委員会ステージへと通過せしめられた⁹⁹⁾。しかし、彼らは、その後の庶民院審議において、ウィリアム・キャッシュを核とする「おぞましい塹壕戦」¹⁰⁰⁾ (gruesome trench warfare)——メジャーの言——を展開した。それは、庶民院「第3読会」終了までの間に、本条僅か3か条規模の法案に対して600回を超える修正提案があったうち¹⁰¹⁾、およそ250回がキャッシュのものであったこと¹⁰²⁾、審議の過程において政府に「戸惑うU—ターン」を次から次へと強いたこと¹⁰³⁾、さらに後に触れるように危うくメジャーの失脚を招きかけたことに現れていた。

「第3読会」は、「ダイハード22人衆」(中21名)の反対にもかかわらず、292対112という「第2読会」に次ぐ大差(180票)で終了した(1993年5月20日)。これで形式としては「1993年ヨーロッパ共同体(修正)法」(European Communities (Amendment) Act 1993)は成立したが(1993年7月20日)、その発効には、なお、同法第7条によって、保守党が反対してきた“Social Chapter”を組みこんだヨーロッパ連合条約付属議定書の1つ“Protocol on Social Policy”への参加か不参加につき議会決定を行う手続が残っていた¹⁰⁴⁾。法案成立後2日目(7月22日)の同付属議定書には不参加とする旨の政府提案¹⁰⁵⁾に対して、労働党は「本院の見解により、女王陛下の政府は、同政府が社会政策に関する付属議定書に付された協定を採択する意図がある旨をヨーロッパ共同体に通告するまではヨーロッパ連合条約批准書を供託しないものとする」という修正案を提出した¹⁰⁶⁾。この修正案の採決は、賛否同数(317対317)で、議長の決するところにより否決され、続く本案の政府案の採決も賛成316票、反対324票でその原案が否決された。

こうした事態を招いた責任の多くは、「ダイハード22人衆」にあった。修正案について「ダイハード22人衆」中10名(保守党全体で15名)が賛成、7名が反対、5名(保守党全体で8名中)が棄権、そして政府案について「ダイハード22人衆」中7名が賛成で、14名(保守党23名中4名がダイハード)が反対、1名(海外滞在中)が棄権であったからである¹⁰⁷⁾。メジャーは最後の賭けを信任投票に求めた。すなわち、本案、修正案とも否決されたことによる最終確認投票は、信任投票として、可決されれば政府

の信任と政府提出案の承認を得たことになり、批准が成立するとし、逆に、否決されれば、議会を解散して国民の信を問う、としたのである¹⁰⁸⁾。

信任投票の結果は、339 対 299 の 40 票差をもって政府は信任され、同時に、付属議定書の受容なしの条約批准が成立した。「ダイハード 22 人衆」の投票行動は、活動の主眼は条約批准阻止にあり、「10 倍も悪い野党政権」の実現に手を貸すことはしないと¹⁰⁹⁾、帰国に間に合わなかった 1 名を除いて、全員、信任側に回った。ただ、この投票において、信任票 339 票の中身が保守党議席数 336 中 4 名（ダイハードの 1 名は除く）が棄権し（これで保守党員による信任票は 331 票）、これに UUP の 8 票¹¹⁰⁾ を加えたものからなっていたのに対し、労働党、自由民主党、その他の政党の不信任票は合計 299 票であったわけだから、もし「ダイハード 22 人衆」が倒閣ベースで動いていれば、21 票の出入で、信任 318 票、不信任 320 票と、信任と不信任が逆転するという可能性も存在したのである。しかし、「ダイハード」はサッチャー主義者として、出身選挙区の理解と出世に対する恬淡さによって反条約批准を貫いてきたが、究極的には保守党支持者（党内統一を要求）への回答として信任に回り、これにより担当大臣ハード外相が全審議の締括り発言において、保守党の亀裂が治癒した旨を表明し¹¹¹⁾、また党執行部もこの反乱者群に対する報復は行わないことを宣言したのである¹¹²⁾。

しかし、これで問題が収束したのではなかった。薄氷を踏む思いもただならなかった条約批准劇は、完全に主流/非主流ところを変えたとはいえ、凝縮したサッチャーの影響力の強さを示すものであり、その強さがメジャー政権の不信任ではなく、トニー・ブレアーのもとで面目を一新した新生労働党を前にして、選挙によるメジャーの追放を生んだのである。野に下った保守党は、ウィリアム・ヘイグ、アイアン・ダンカン・スミスといった、サッチャーが鼓吹する巨大官僚制国家に対する警戒を掲げる保守党執行部を生み続けている。「私は、トニー・バンディアー子爵の根本的な前提、つまりヨーロッパ連合という、これまで経験したことのない新しい政治体に向かってわれわれに峰を越えさせるのがこの EU 条約であるという前提に、同意する。これ以前には、われわれは、このような道を歩んだことなく、したがって十分の主権 (quite a bit of sovereignty) を保持していたのである。われわれが今失う危険に瀕しているのはその最後の主権の部分 (the last lot) である」¹¹³⁾、と威厳のある場所から叫んだサッチャーの精神は、効率の部分にいる保守党のうちに、なおこだましている。キャッシュの次の表現は、その確認である。「すべての問題は未だ続く。なぜならば、マーストリヒトが描いた風景が実際に機能することができるのか英国国民は見守っていかなければならないからである」¹¹⁴⁾、と。

さいごに

「政治家がメディアのおかげで公的なイメージをいったん作られると、それを洗い落とすことはほとんど不可能である。政治家としての生涯の重要な節目ごとにそのイメージが公衆と政治家の間に割って入る」¹¹⁵⁾、とサッチャーは述懐した。「狭い、ノスタルジックなナショナリスト」のイメージが帰せられるのが通常であった彼女には¹¹⁶⁾、万感の思いがこもっているといっている。実際、サッチャーは、英国人である限り、英国人であるヒースやヘゼルタインとの共通点も持っていた。ヨーロッパ統合は「長い伝統と期待と希望と、そして抜きがたい偏見をもった古来の民族国家(nation states)」を前提として、「経済問題でますます緊密に協働し、より広い経済的統一が必要とする他の諸制度を徐々に創り上げていく」「典型的にプラグマティックで英国的なアプローチ」に基づくのをよしとするヒースの思想も¹¹⁷⁾、「ECの諸制度は「機械的に作るのではなく自然的に」成長すべきであり、その成長は強制されるべきではない。例えわずかな主権でもそれを要求する圧倒的な根拠がある場合にのみ上位の権威に移譲されるべきである」というヘゼルタインの思想も¹¹⁸⁾、サッチャーのそれとして立派に通用する。ただ、分水嶺は、「物事のわかる英国人にしてドロール報告に同意できない内容はほとんどない」とし、単一通貨制、中央銀行制、資本移動の自由はすべて単一市場の本質的な構成要素であり、どれも「健全な保守党の原則」に基礎を置いているとするヒース¹¹⁹⁾と、そして「ハノーヴァーEC首脳会議の決定に参加した」以上、「ヨーロッパ中央銀行の果たしえる役割と、いっそうの通貨統合のオプションを検討したドロール委員会についての英国の遅疑逡巡に根拠はない」とするヘゼルタイン¹²⁰⁾と、ヨーロッパを抽象的の巨大人工国家に導いた推進役＝ドロールとするサッチャーとの間にある。しかし、彼女自身は、国粋主義者というには国際主義的であり、ただ、中央集権のメガステートから英国の議会主権とルール・オブ・ローからなる伝統を保守し、同時にブロック化によるヨーロッパの世界的孤立を防ごうとして、ブリュッセルと戦ったのである。サッチャーは、ECを英国存続の不可欠の絆としていた。「英国が加盟したヨーロッパを持ちたい」、英国は「われわれが建設するに至った協力関係をネーション・ステートとして継続するであろう」と言ったのは¹²¹⁾、ほかならぬ彼女であった。

サッチャーは、政権の晩年において、「われわれは議会の権力と責任の何がしかを共同体に譲ったし、私の考えでは十分に譲った」¹²²⁾と硬直的に断言した。しかし、これは、金輪際、英国が変化しないということではなかった。英国の議会制とルール・オブ・ローが育んだ自由と多元主義を近代英国の至宝の伝統として、EUが中央集権化された(個別国家の権力を中央にプールした)官僚的の巨大国家への大河と彼女の目に映る限り、この流れからこの伝統を守るという限りでのサッチャーの、情念に駆られたの

ではない、覚めたナショナリズムであった。それは、サッチャーが「主権の最大の表現であるスターリング・ポンド」の行方を「未来の世代の国民、そして未来の議会が決定すべき問題である」¹²³⁾ として、自然の成熟を待つべしと柔軟性を示したこととの関連で捉えられるべきものである。サッチャーの EC/EU の動向に対する歴史的洞察がどの程度に正鵠を得ているかは別途の検討対象であるが、少なくとも彼女の認識を前提としたとき、主権的判断に基づきつつ主権を越えざるを得ない協力体制(公正とギブ・アンド・テーク)の必要性を主張するのは、時代錯誤でも後進性でもない。ヨーロッパを基準点にして言えば、それは、アシュフォード流に「情熱的ヨーロッパ人」(enthusiastic European)ではないにしても、冷静に計算した「確信的ヨーロッパ人」(convinced European)の像を示すものであった¹²⁴⁾。

注

- 1) Cf. John Campbell, *Edward Heath, a biography* (London: PIMLICO, 1993), p. 363.
- 2) Adopted in David Cannadine (ed.), *The Speeches of Winston Churchill* (Penguin Books, 1989), pp. 310-4.
- 3) Edward Heath, *Old World, New Horizons: Britain, Europe, and the Atlantic Alliance* (Oxford: the University Press, 1970), p. 14.
- 4) *Ibid.*
- 5) Cf. J. Campbell, *op. cit.*, pp. 762 et 119.
- 6) メージャー政権の外相ダグラス・ハードの言葉。Cited in J. Campbell, *op. cit.*, p. 363.
- 7) 同じくハードの言葉。 *Ibid.*
- 8) 同じ趣旨の言葉は、サッチャーと袂を分かったジェフリー・ハウからも聞かれる。「マクミランの見解があと 10 年早く 1950 年代にもっと明確に受け取られなかったのは、残念なことである。もし受け取られていたならば、そしてもしもっと早い段階で“何がしかの主権を移譲する”と、ごく簡単な言葉で述べる用意があったならば、EC 加入の出発点から 20 年間われわれが共同体で目撃した闘争の随分多くのものは経験せずにすんだであろう」(*Parliamentary Debates*, 13 November 1990, col. 463)。
- 9) Cf. J. Campbell, *op. cit.*, pp. 122-3.
- 10) Stephen George, *An Awkward Partner, Britain in the European Community* (Oxford: the University Press, 1990).
- 11) 1970 年時点の英国世論調査で加盟支持が調査対象の 18%であった。また、英国が加盟したとして、共同市場が「ヨーロッパ合衆国」のようなものへと政治的に進化することについての賛否は、ルクセンブルグで 75%、西ドイツで 69%、フランスで 67%、オランダで 64%、ベルギーとイタリアで 60%、それぞれ賛成を表明した。これに対して英国の賛成者はわずか 30%であった。Cf. Michael Franklin and Marc Wilke, *Britain's Future in Europe* (London: The Royal Institute of International Affairs, 1990), p. 124.
- 12) Cf. Nigel Ashford, "The Political Parties", in Stephen George (ed.), *Britain and the European Community, the politics of semi-detachment* (Oxford: the University Press, 1992),

- p. 123: "The election of Mrs. Thatcher as leader in 1975... led [the Conservative Party] to less enthusiasm and a lower priority for the EC."
- 13) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 10 October 1990, col. 877.
- 14) Eric J. Evans, *Thatcher and Thatcherism* (London: Routledge, 1997), p. 82.
- 15) ヒースはいわゆる「ウェット派」(Wets) —国内的には世論の動向に敏感で政府の役割りを重視し、対外的には「EC 強度共感派」(strongly pro-EC) —の頭目、ヘゼルタインは「ダンプ派」(Damps) —「ウェット派」ほど反政府ではないが世論を気にし、「EC 共感派」(pro-EC)である——のリーダー格。Cf. Philip Norton, "'The Lady's not for Turning' but What about the Rest? Margaret Thatcher and the Conservative Party, 1979-89", *Parliamentary Affairs*, vol. 43, no. 1 (1990), pp. 49-50, 54.
- 16) Margaret Thatcher, *The Downing Street Years* (London: HarperCollins Publishers, 1993), p. 728.
- 17) これによって浮上するのは、EC 研究を専門とする研究者の一般的な傾向といわれる「より統合された共同体への英国の加担への応援」とは異なった姿であろう、ことを予め断っておきたい。Cf. Jim Bullpitt, "Conservative Leaders and the 'Euro-Ratchet': Five Doses of Scepticism", *Political Quarterly*, vol. 63, no. 3 (Jul.-Sept., 1992), p. 264. 例えば、原資料を丹念に押えた緻密で優れた宮本光雄教授の論文(「イギリスと欧州統合の将来」、『成蹊法学』第45号, 139~162頁)も基調を超主権的国家連合においている。
- 18) Iain Dale (ed.), *Conservative Party General Election Manifestos, 1900-1997* (London: Politico's, 2000), p. 281.
- 19) 就任早々サッチャーは、ルクセンブルグを訪れて、「長期的な問題だが、私が深く憂慮している問題は、共通農業政策(Common Agricultural Policy)(以下、CAP)に要する費用である。……英国は共同体の中核的政策としてのCAPを受け容れる。しかし、CAPが現在のような調子で将来とも推移することはできない。したがって、私は、余剰農業産物に対する補助金の無駄な支給をカットする加盟各国政府の決意が固まりつつあるのを歓迎する。……無駄な余剰産物はなくななければならない。……主婦が支払う何分の1かの破格の安値でロシアにバターを売る手助けをしなければならないか、主婦に説明するのはたやすいことではない」と演説している。Diana Ellis, "Foreign Policy of Thatcher Government", in Kenneth Minogue (ed.), *Thatcherism: Personality and Politics* (London: Macmillan Press, 1987), p. 101.
- 20) E. J. Evans, *op. cit.*, p. 81.
- 21) 英国は、1984年に総額10億ECUの補償を受け、分担金と還流金(英国用政策費)の差額の66%の払い戻しを受ける(cf. *EC Bulletin*, 6-1984, point 1. 1. 3)。ただし、サッチャーによれば、完全解決とはいかず、さまざまな問題が延引して、その後も存在し続けた(cf. M. Thatcher, *Downing Street*, pp. 728 ff.)。
- 22) *EC Bulletin*, 6-1984, 1. 1. 10.
- 23) M. Thatcher, "Europe—the Future", *Journal of Common Market Studies*, vol. 23, no. 1 (1984), pp. 73-81. この原稿は、その多くの部分を当時の外相ジェフリー・ハウが草したといわれる(N. Ashford, loc. cit, p. 124)。しかし、サッチャーが自ら詳細にわたって校閲を加えたものであって(S. George, *op. cit.*, p. 176)、サッチャー自身の思想を反映したものと考えてよい。また、サッチャー自身も、「[ECの運営でコール首相を誘いこむようなミッテラン大統領の新しい動きが明るみに出たので]来るべき[フォンテンヌブロー]首脳会議に備えて共同体の未来に関する

- るわれわれ自身の演説原稿を作成するときに、共同体好みの用語（*communautaire phrases*）をふんだんに散りばめることに同意した」と言っている。M. Thatcher, *Downing Street* p. 540.
- 24) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 540.
- 25) *EC Bulletin*, 6-1984, points 1. 1. 6.
- 26) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 540. ただ、英国の提言は、こうした統合達成の手段として「柔軟性のあるヨーロッパ」（a flexible Europe）と題した次の一節を含んでいた。すなわち、「しかし、方法において一定の柔軟性が必要である。……[多様な加盟国の増加や国情の違等の] 実際的な理由によって、時には、新企画への参加を選択的(optional)とすることには意味がある。参加の異なったグループ間に厳格な線を引かないようにすべきである。そのような線を引くことは、民主主義的で親和的な共同体への加盟をあてにした新参国にとっては特に幻滅であろう。参加国が多くない企画を加盟国が打ち上げるとき、その企画には他の加盟国がいつでも、可能な仕方方で、参加できるように開放的にしておくべきである。……ヨーロッパ統合（European integration）に関連するそのような作業の進展は、モニターされ、しかるべき高レベルのフォーラムでの議論を排除してはならない」と（M. Thatcher, “Europe”, p. 76）。こうした英国的なプラグマティックで漸進的な思想は、やがて出現する「ミッテランードロール」コンビが象徴する、サッチャーのいわゆる統制主義的計画経済（*dirigisme*）（M. Thatcher, *Downing Street*, p. 547）によって傍らに押しやられてしまい、サッチャー辞任の遠因の1つとなる。
- 27) Cf. M. Franklin et al, *op. cit.*, p. 121; Geoffrey Howe, *Conflict of Loyalty* (London: Macmillan, 1995), p. 457.
- 28) COM (85) 310 final: “Completing the Internal Market”, White Paper from the Commission to the European Council (Milan, 28 and 29 June 1985).
- 29) *EC Bulletin*, 6-1985, point 1. 3. 1.
- 30) 「域内市場が最終的な形をとり始めつつある」と評価されたのは、1989年末であった（*EC Bulletin*, 12-1989, 1. 1. 4）。この直後の1990年評価報告書は、単一市場完成目標のデッド・ラインである1992年を目前にして、「ここ数ヶ月の進展は不可逆性と不安[EC理事会への期待]を特徴とする」と総評し、全会一致を要する分野での提案についてEC理事会の積極的な決定待ちのものもあるが、「単一市場はすでに共同体内通商においてダイナミックな効果を発揮しつつある」と明るい積極的評価を表明した。Cf. COM (90) 90 final: “Fifth Report of the Commission to the Council and the European Parliament concerning the Implementation of the White Paper on the Completion of the Internal Market”, e. g., Articles 7, 12 et 27.
- 31) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 574.
- 32) “Completing the Internal Market”, pp. 3 et 7.
- 33) *Ibid*, p. 4.
- 34) *Ibid*, p. 55.
- 35) *EC Bulletin*, 3-1985, points 1. 2. 1 et 3. 5. 1 f. このレファレンス中、後者は「報告書」の内容。
- 36) *EC Bulletin*, 6-1985, points 1. 2. 2.
- 37) この経過は、次を参照。*EC Bulletin*, 9-1985, point 1. 1. 1; 11-1985, point 1. 1. 1; 12-1985, point 1. 1. 3; 2-1986.
- 38) *EC Bulletin*, 11-1985, point 1. 1. 1: “Texts from the European Council”, Internal Market, Article 1. ただ、この期限には法的義務違反を問われない旨の記録を会議録に残した（“Statements for inclusion in the record of the Conference”, Re Article 1）。条約案として作成する段

階で、Article 1 は少し表現を変えて(ただし、意味は不変)Article 8 A に配された(*EC Bulletin: Supplement*, S 2/86, p. 11)。

39) M. Thatcher, *Downing Street*, pp. 555 f.

40) Cf. *EC Bulletin*, 12-1986, point 1. 1. 6.

41) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 557.

42) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 553.

43) Cf. *ibid.* 多数決の市場統合にとっての有利さは、例えば、単一市場を生む効果的な意思決定手段となる。原条約の 70 (1) 条に次を修正追加する場合である。「理事会は、この目的のために、特別多数によって指令を発する。理事会は、最高度に可能な程度の自由化を達成するよう努めなければならない。資本移動の自由化に関して退歩を含む措置を取る場合は、全会一致を要する」(“Single European Act”, Article 28, 4: *EC Bulletin: Supplement*, S 2/86, p. 11) に現れている。

44) “Single European Act”, Article 28, 4: *EC Bulletin: Supplement*, S 2/86, p. 11.

45) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 558.

46) Margaret Thatcher, *The Path to Power* (London: HarperCollins Publishers, 1995), p. 473.

47) 3点以外にもヒト・モノ・カネの自由移動と関係が深いのは、国境・国籍を越えた EC 全域を舞台にしたヨーロッパ国籍人の創設である。これへの始動は「単一ヨーロッパ議定書」より一歩先じていて、「再出発」の雰囲気の中でフォンテンヌブロー EC 首脳会議からのマンデートがアド・ホック委員会に出されたことに始まる。同委員会は、ブリュッセル EC 首脳会議(1985 年 3 月 29/30 日)に「1つの国民のヨーロッパ」(A People's Europe)と題する報告書を提出した。首脳会議は、テロリズム防止と両立する限りでの国境検問の廃止を行う等の即時措置が可能な部分の実施を決定するとともに、他の長期を要する分野に関して引き続き検討し、ミラノ EC 首脳会議(同年 6 月 28/29 日)に報告書を提出するよう要請した。報告を受けた同会議は、継続した検討を行わないものの、議長国首相の書簡という形で、この報告の定めた「目標を達成し、ヨーロッパ統合(European union)へ至る道に沿って前進することに効果的な貢献をする」と述べた。Cf. *EC Bulletin, Supplement*, 7/85: “A People's Europe”, *passim*. これには、教育、健康等、社会的次元(social dimension)の問題として引き継がれていく項目も含まれていたし、EU 条約で実現するヨーロッパ市民権の問題も残ったが、これらの検討過程は、このサッチャーの期待に反する動向には含めなかった。

48) Cf. *EC Bulletin*, 2-1988, point 1. 2. 1.

49) Cf. *EC Bulletin*, 6-1988, point 3. 4. 1; COM (90) 90 final, Articles 16 et 17.

50) Cf. *EC Bulletin*, 4-1989, points 1. 1. 1 to 1. 1. 5.

51) EMS を扱った次の EC 首脳会議のリストから明らかである。

首脳会議名	EMU に関して扱った内容
マドリッド会議 (1989年 6 月 26/27 日)	「ドロール報告」を「以後の作業の基礎を示す」として採択。経済と通貨の統合にいたるプロセスを「発進させた」。同報告にいう「第 1 段階」を「1990 年 7 月 1 日に始まる」とした。Cf. <i>EC Bulletin</i> , 6-1989, point 1. 1. 1.
ストラスブール会議 (1989 年 12 月 8/9 日)	「第 2 段階」と「第 3 段階」を実現するのに、EC 条約第 236 条によって必要とされる条約改正のための IGC を 1990 年の末までに議長国イタリアの下で開催することを多数決で決定(英国は反対)。Cf. <i>EC Bulletin</i> , 12-1989, points 1. 1. 1 et 1. 1. 11.

ダブリン臨時 EC 会議 (1990 年 4 月 28 日)	ドイツ統一問題を主題としながらも、域内国境なき単一市場の確立に向けた「進展」を確認し、EMU 確立の作業を「迅速に終結させ」、 「1992 年末までの批准の目標」(the objective of ratification. . . before the end of 1992)を確認した。Cf. <i>EC Bulletin</i> , 4-1990, point 1. 7.
ダブリン会議 (1990 年 6 月 25/26 日)	共同体のダイナミックな発展を実現する決意をもって、「加盟諸国間の一体的な関係をヨーロッパ連合に変容させる過程を強化する」 (intensify the process of transforming relations as a whole among Member States into a European union) ことに合意。このヨーロッパ連合の創設にとって根本的な前提が「単一ヨーロッパ議定書」の実現であり、そこに実現する市場単一化に「EMU が建設されなければならない」と確認した。Cf. <i>EC Bulletin</i> , 6-1990, points I-2 et I-5.
ローマ臨時会議 (1990年10月27/28日)	① 「第1段階」開始決定から新条約批准にいたる日程の決定に続いた過程で重要な発展があったことに「満足を持って留意し」 (notes with satisfaction), ② 「第2段階」は、単一市場プログラムの達成、新条約の批准、等が実現する「1994年1月1日に開始する」ことを決定し、 ③ 通貨政策を全面的に管轄する、加盟各国の中央銀行と中央機関を包摂した「新通貨制度を創設すること」(creation of a new monetary institution)を決定し、 ④ 「第3段階」において、「共同体は強力で安定した ECU を持つ」ことを決定した。英国は②～④におけるこのプロセスの承認を拒否した。Cf. <i>EC Bulletin</i> , 10-1990, point I-5.
ローマ会議 (1990年12月14/15日)	この時から英国代表はジョン・メージャー首相。単一市場の「期限である1993年1月1日」が遵守されるよう「あらゆる有効なイニシアティブ」をとることとし、EC 委員会の EMU 条約草案を受理し、IGC の検討に委ねた。Cf. <i>EC Bulletin</i> , 12-1990, points I-10 to I-11.
ルクセンブルグ会議 (1991年 6 月28/29日)	来る12月のマーストリヒト会議において、ローマでの英国の不承認に留意しつつ「EMU 合意が最終確定される」(an agreement on economic and monetary union could be finalized)との確信を表明した。Cf. <i>EC Bulletin</i> , 6-1991, points I-1 et I-12.
マーストリヒト会議 (1991年12月9/10日)	分野ごとの IGC 最終合意を統合した「ヨーロッパ連合条約草案」(Draft Treaty on European Union)に合意。EMU は「今や不可逆的かつ漸次的で、堅固なコミットメント」(now an irreversible, gradual and firm commitment)となった、とした。Cf. <i>EC Bulletin</i> , 12-1991, point 1. 1. 1.

52) Cf. *EC Bulletin*, 4-1990, point I. 12.

53) Cf. *ibid.*

54) Cf. *EC Bulletin*, 6-1990, point I. 11.

55) Cf. COM (90) 600 final (Brussels, 23 October 1990): “Commission Opinion of 21 October 1990 on the Proposal for Amendment of the Treaty Establishing the EEC with a View to Political Union”.

56) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 546.

- 57) Cf. *ibid.*, pp. 558-9.
- 58) Cf. *ibid.*
- 59) "Speech at the College of Europe, Bruges, 20 September 1988", in Robin Harris (ed.), *The Collected Speeches of Margaret Thatcher* (London: Harper Collins Publishers, 1997), pp. 315-25. ブルージュ演説の原則の普及を目指して結成されたブルージュ・グループの理論についての優れた分析は、佐々木雄太「サッチャーの対外政策と反ヨーロッパ連邦主義」、『法政論集』第150号(1993年10月)、特に38~51頁参照。
- 60) ドローールの2つの演説について、cf. *ibid.*, p. 742; S. George, *op. cit.* (note 19), p. 193; E. J. Evans, *op. cit.* (note 11), pp. 84-5.
- 61) Cf. S. George, *op. cit.*, p. 194. 実際、ドローールのリードするECは労働党を親ECへと転換させていった。なお、ヘセルタインは労働党の転換を1988年というが、1987年マニフェストで政策転換していた。Cf. Michael Heseltine, *The Challenge of Europe, can Britain win?* (London: Weidenfeld & Nelson, 1989), p. 214; Iain Dale (ed.), *Labour Party General Election Manifestos, 1900-1997* (London: Politico's, 2000), p. 280: "EEC. .. was never devised to suit us" et p. 309: "Labour's aim is to work constructively with our EEC partners".
- 62) M. Thatcher, *The Path to Power*, p. 506.
- 63) "Bruges Speech", p. 319
- 64) *The Times*, 21 September 1988: the title of the lead.
- 65) G. Howe, *op. cit.*, pp. 536-8.
- 66) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 6 December 1990, cols. 535-6.
- 67) *The Times*, 21 September 1988.
- 68) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 746.
- 69) Cf. *EC Bulletin*, 10-1990, points I. 4 et seq.
- 70) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 726. また、サッチャーは、直前の記者会見で、「拒否権を行使する」と告げていた。Cf. G. Howe, *op. cit.*, 643.
- 71) *EC Bulletin*, 10-1990, points I. 5. 「経済・通貨統合の最終局面のために、11カ国は条約の修正作業は以下の諸点に向けられると考える」とアンドレオッティが総括したように、英国は環の外であった。
- 72) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 30 October 1990, col. 871.
- 73) Cf. J. Campbell, *op. cit.*, pp. 768-9; M. Heseltine, *op. cit.*, pp. 22 f. ; J. Howe, *op. cit.*, pp. 405-6 et 456; John Major, *The Autobiography* (London: Harper Collins Publishers, 1999), pp. 174 et 345.
- 74) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 30 October 1990, col. 882.
- 75) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 30 October 1990, col. 873.
- 76) Nigel Lawson, *The View from No. 11: memoirs of a Tory radical* (London: Bantam Press), p. 1000; J. Major, *op. cit.*, p. 179.
- 77) Nicholas Ridley, *My Style of Government: the Thatcher years* (London: Hutchinson, 1991). p. 235
- 78) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 13 November 1990, col. 463.
- 79) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 839.
- 80) Cf. *ibid.*

- 81) “Howe’s Resignation Letter to Thatcher”, *The Times*, 2 November 1990.
- 82) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 13 November 1990, col. 465.
- 83) Cf. J. Major, *op. cit.*, p. 181.
- 84) *The Times*, November 15, 1990, p. 16: “Why I Challenge Thatcher”.
- 85) *The Times*, November 19, 1990, p. 14: “I have not finished yet”.
- 86) メージャーの表現。J. Major, *op. cit.*, chapter 8, pp. 167ff.
- 87) Cf. N. Ridley, *op. cit.*, pp. 242-5.
- 88) 最多得票者と第2位多数得票者の差が15%以上でなければ(この場合、4票不足)、2回目の投票が必要であった。
- 89) M. Thatcher, *The Path to Power*, p. 475.
- 90) “Speech at a Lunch Sponsored by the Hoover Institution... Washington DC, 8 March 1991”, in Robin Harris (ed.), *op. cit.*, 472.,
- 91) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 18 December 1991, col. 285.
- 92) Cf. J. Major, *op. cit.*, p. 288.
- 93) Cf. M. Thatcher, *The Path to Power*, p. 480.
- 94) *Ibid.*, p. 481.
- 95) M. Thatcher, *The Path to Power*, p. 480.
- 96) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 4 November 1992, col. 309.
- 97) Cf. J. Major, *op. cit.*, Chapter 15 (342 ff.), esp. p. 349.
- 98) Cf. David Baker, Andrew Gamble and Steve Ludlam, “Whips or Scorpions? The Maastricht Vote and the Conservative Party”, *Parliamentary Affairs*, vol. 46, no. 2 (1993), p. 155. 議員名については, cf. loc. cit., 165.
- 99) 労働党以外の政党の対ヨーロッパ統合に対する各政党の方針は、政府案への賛否では明らかである。労働党は倒閣が常に念頭にあるため、マーストリヒト条約の批准に賛成であっても、反政府の投票行動になる。こうした労働党の存在と次に述べる「ダイハード 22 人衆」の策動がメージャーの頭痛の種になる。下表に見る「第2読会」における政党ごとの投票行動が、この頭痛の背景を示している。なお、賛成票は、公式記録で 336 票と記されているが、賛成議員を筆者が個々に積算したところ 337 票を得た。Cf. *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 21 May 1992,

政 党 名	議 席 数	終了賛成	終了反対
保守党 (Con)	336	307	22
労働党 (Lab)	271	2	59
自由民主党 (LD)	20	16	0
スコティッシュ・ナショナルリスト党 (SNP)	3	3	0
ブラッド・キムルー党 (ウェールズ) (PC)	4	4	0
アルスター・ユニオニスト党 (北アイルランド) (UUP)	9	0	8
社会民主労働党 (北アイルランド) (SDLP)	4	4	0
民主ユニオニスト党 (北アイルランド) (DUP)	3	0	3
アルスター人民党 (北アイルランド) (Pop U)	1	1	0
計	651	337	92

cols. 597-600.

100) John Major, *op. cit.*, p. 342.

101) Cf. David Barker, Andrew Gamble and Steve Ludlam, "The Parliamentary Siege of Maastricht 1993: Conservative Division and British Ratification", *Parliamentary Affairs*, vol. 47. no. (1994), p. 39.

102) Cf. David Baker et al, "Whips or Scorpions?" p. 154.

103) Cf. David Barker et al, "The Parliamentary Siege", (*op. cit.*), p. 56.

104) 「1993年ヨーロッパ共同体(修正)法」第7条は、「社会政策に関する付属議定書の問題につき担当大臣が提出する動議にしたがって各院が何らかの決定に至るまでは、本法律は発効しないものとする」と規定していた。

105) 付属議定書への参加か不参加かは、「1993年ヨーロッパ共同体(修正)法」第1条第2項で「承認された」(approved)ので条約批准に影響はないものの、敗北すればメジャー政権そのものの否認となる。

106) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 22 July 1993, col. 531.

107) Cf. *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 22 July 1993, cols. 604-612; *The Financial Times*, 23 July 1993, p. 1.

108) 「本院は、社会政策に関する付属議定書の採択に関する女王陛下の政府の政策を信任する、との動議を提出します。……討議の暁には、政府が信任を得て……その政策を遂行できるか、政府が敗北し議会の解散を求めるかが待っています」(*Parliamentary Debates (House of Commons)*, 23 July 1993, col. 627)。

109) *The Financial Times*, 24 July 1993.

110) スコットランドやウェールズと異なって北アイルランドのプロテスタント政党は英国保守党との連携が強く、EC関係においてもECの介入を嫌う傾向にある。ヨーロッパへのいっそうのコミットを示す条約の批准が案件ではあるが、「第2読会」とは異なり信任投票においては、労働党よりは許容できる政党の政権との判断があった。なお、DUPの3名は棄権に回っている。

111) 「わが党内でこれまで繰り広げられた激烈な乱闘に、暫時、言及したい。オールド・ベックスリー・アンド・ヒドキャップ選出のわが党議員(ヒース元首相)の極めて自制された穏やかな物言いに習った言葉遣いをしたい。条約、したがってまた[今回の]立法措置に対する反対の議論が、難攻不落のグループによって、ここ何ヶ月にもわたって——それは何年にもわたるとすら感じれたが——、執拗に展開されてきた。その反対論は、保守党の伝統と彼らが確信する解釈に基づくものであった。私は、心の底から、彼らとは意見を異にするものである。彼らがどこかにいつてしまうか、静かに就寝することを願ったこともしばしばであった。しかしながら、彼らの闘争と議論が議会内紛争の記録に記されるであろうことを疑っていない。私は、本日、批准論議が政府案にそって終止符を打つであろうと信じる。本日以後は、われわれすべては未来に立ち向かわなければならない」(*Parliamentary Debates (House of Commons)*, 23 July 1993, col. 715)。

112) Cf. David Barker et al, "The Parliamentary Siege" p. 45. 「ヨーロッパ連合条約」批准が英国のEC政策をめぐる国論の分裂、保守党内亀裂を克服したことを意味しなかったことについて、梅川正美「ECと英国政治」、『日本政治学会年報・政治学1993年』, 89~102頁参照。

113) *Parliamentary Debates (House of Lords)*, 7 June 1993, col.

114) *The Financial Times*, 24 July 1993. サッチャーの「かたくななEC政策」, 「サッチャーの遺産から解放された」かに見えた「メジャー首相の独自の対応が期待される」こともあった(武

田美智代「英国と EC 統合——政党の政策から見た統合の軌跡」、『レファレンス』497 号（1992 年 6 月）、64～65 頁）。しかし、なお時代は、一瀉千里の勢いの連邦型統合と伝統的主権国家の衝突のアウトヘーベンを許すには至っていなかった。

115) M. Thatcher, *The Path to Power*, p. 470.

116) *Ibid.*

117) ヒースが西ドイツ外相フォン・ブレンターノの言に、それを英国的と賛意を表したものである。

Cf. Heath, *op. cit.*, pp. 56-7.

118) M. Heseltine, *op. cit.*, p. 90.

119) Cf. J. Campbell, *op. cit.*, p. 768. Margaret Thatcher, *The Path to Power* (London: HarperCollins Publishers, 1995), p. 473

120) Cf. M. Heseltine, *op. cit.*, pp. 88-9.

121) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 10 October 1990, cols. 877 et 882.

122) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 30 October 1990, col. 881.

123) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 30 October 1990, col. 874.

124) Cf. N. Ashford, *loc. cit.*